

2021年3月16日（火曜）

全労金2021春季生活闘争ニュース・第30号

【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】
今こそ全国の仲間と想いをひとつに！心は密に団結を！

《合意速報No. 14》

中国労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

中国労組は、3月16日14時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	中国労組（金庫）					中国労組（金庫）				
	要 求					回 答				
	正職員	専門職 嘱託職員	契約職員Ⅱ	契約職員Ⅰ	再雇用職員 (定年時契約職員)	正職員	専門職 嘱託職員	契約職員Ⅱ	契約職員Ⅰ	再雇用職員 (定年時契約職員)
基本賃金	監督職の能力給 1,000円 引き上げ	1,000円] 引き上げ	2,000円 引き上げ	時間給適用者13円 月給適用者2,000円 引き上げ	-	応じられない				
年間一時金	4.5	3.2	2.2	1.5	1.5	4.5	3.15	2.0+30,000円	1.0+50,000円	50,000円
昨年実績	4.5	3.0+50,000円	2.0+30,000円	1.0+50,000円	50,000円	4.5	3.0+50,000円	2.0+30,000円	1.0+50,000円	50,000円

団体交渉において、金庫からは「基本賃金を重要視して要求を組み立てることは労働組合として当然であり、安定的な生活のための基本だと考える。経営側としては安定した経営と職員の生活を守っていく視点に立ち、一時的な状況だけでなく長いスパンで慎重に考える必要がある。一時金については、その時々収支状況や職員のみなさんの頑張りに応じて支給するものであり、頑張っていたいただいた感謝の気持ちを表すという大きな意味がある」と考える。雇用形態に関わらず、金額ではなく月数で支給する意味合いについても十分理解している。労使が一定の期限を切った協議を提案することで回答とし、これからの交渉で真摯に議論し円満解決を図っていききたい。4月からスタートする第7期中期経営計画は、20周年を迎え、新たな中国労金としてこれから発展していく大きな礎を作る3年間だと考える。労使での共通認識を大事にしつつ、労使でともに取り組んでいきたい」等の見解が表明されました。

池田闘争委員長は、「2021年度は第7期中期経営計画を力強くスタートし、『持続可能なビジネスモデル』を構築していくための重要な1年間となる。労使が一体となって社会的な役割を果たしていくうえで、職員のモチベーションの維持・向上は不可欠であり、経営課題を克服するために一丸となって取り組んでいかなければならないと認識している。コロナ禍での交代勤務や業務運営のなかで、再雇用契約職員、契約職員の方々は欠くことのできない仲間であると改めて感じた。その方々の想いを汲んでいただき、今後の協議の中で誠実に対応いただくことをお願いする」等を表明しました。

単組は、①労組が示した課題（※嘱託職員の賃金水準、契約職員の賃金水準、一時金の月数回答）について改善が必要との認識を引き出せたこと、②認識した課題について期限を定めた協議で前向きな解決を図っていく意向が示されたこと、③年間一時金はすべての職位で昨年度実績を確保したこと、④嘱託職員の年間一時金は月数での回答を引き出したこと、⑤金庫から次年度を前向きにスタートできるメッセージが示されたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（10単組／3月16日20時現在）

近畿(金庫)・沖縄・長野・東北(金庫)・東北(関連)・北海道・北陸・東海(金庫)
東海(関連)・四国(金庫)・新潟・近畿(関連)・四国(関連)・中国(金庫)

以 上